(2)　病棟薬剤業務実施加算２の施設基準

(1)のイからホまでに該当する保険医療機関であること。

(3)　病棟薬剤業務実施加算３の施設基準

イ　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

ロ　病棟薬剤業務実施加算１に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。

ハ　治療室ごとに専任の薬剤師が配置されていること。

ニ　薬剤師が実施する治療室における薬剤関連業務につき、病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性に資するために十分な時間が確保されていること。

ホ　ハの薬剤師を通じて、当該保険医療機関における医薬品の使用に係る状況を把握するとともに、医薬品の安全性に係る重要な情報を把握した際に、速やかに必要な措置を講じる体制を有していること。

(4)　薬剤業務向上加算の施設基準

イ　免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修が実施されていること。

ロ　都道府県との協力の下で、当該保険医療機関の薬剤師が、一定期間、別の保険医療機関に勤務して地域医療に係る業務を実践的に修得する体制を整備していること。

三十五の五　データ提出加算の施設基準

(1)　データ提出加算１及び３の施設基準

イ　診療録管理体制加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。ただし、特定入院料（特定一般病棟入院料を除く。）のみの届出を行う保険医療機関にあっては、本文の規定にかかわらず、七の(1)又は(2)を満たすものであること。

ロ　入院患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

(2)　データ提出加算２及び４の施設基準

イ　診療録管理体制加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。ただし、特定入院料（特定一般病棟入院料を除く。）のみの届出を行う保険医療機関にあっては、本文の規定にかかわらず、七の(1)又は(2)を満たすものであること。

ロ　入院患者及び外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

三十五の六　入退院支援加算の施設基準等

(1)　入退院支援加算１に関する施設基準

イ　当該保険医療機関に、入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。

ロ　当該部門に入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。

ハ　当該部門に専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。

ニ　各病棟に、入退院支援及び地域連携業務に専従として従事する専任の看護師又は社会福祉士が配置されていること。

ホ　退院患者を特定の介護保険施設等へ誘導することによって、当該施設等から金品その他の財産上の利益を収受していないこと。

ヘ　その他入退院支援等を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　入退院支援加算２に関する施設基準

イ　当該保険医療機関に、入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。

ロ　当該部門に入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。

ハ　当該部門に専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。

ニ　各病棟に、入退院支援及び地域連携業務に専従として従事する専任の看護師又は社会福祉士が配置されていること。

ホ　退院患者を特定の介護保険施設等へ誘導することによって、当該施設等から金品その他の財産上の利益を収受していないこと。

ヘ　その他入退院支援等を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　入退院支援加算３に関する施設基準

イ　当該保険医療機関に、入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。

ロ　当該部門に入退院支援、地域連携及び新生児の集中治療等に係る業務に関する十分な経験を有し、小児患者の在宅移行に関する研修を受けた専任の看護師が一名以上又は新生児の集中治療、入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専従の社会福祉士が一名以上配置されていること。

ハ　退院患者を特定の介護保険施設等へ誘導することによって、当該施設等から金品その他の財産上の利益を収受していないこと。

(4)　地域連携診療計画加算の施設基準

イ　当該地域において、当該病院からの転院後又は退院後の治療等を担う複数の保険医療機関又は介護サービス事業所等を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成し、地方厚生局長等に届け出ていること。

ロ　地域連携診療計画において連携する保険医療機関又は介護サービス事業所等との間で、定期的に、診療情報の共有、地域連携診療計画の評価等を行うための機会を設けていること。

(5)　入退院支援加算の注６に規定する厚生労働大臣が定める地域

別表第六の二に掲げる地域

(6)　入退院支援加算の注６に規定する施設基準

イ　一般病棟入院基本料（急性期病院Ａ一般入院料、急性期病院Ｂ一般入院料（看護・多職種協働加算に係る届出を行っているものに限る。）、急性期一般入院料１及び急性期一般入院料４（看護・多職種協働加算に係る届出を行っているものに限る。）を除く。）を算定する病棟を有する病院（特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を有する病院を除く。）であること。

ロ　入退院支援を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(7)　入院時支援加算の施設基準

イ　入院前支援を行う者として、入退院支援及び地域連携業務を担う部門に、入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専任の社会福祉士が配置されていること。ただし、許可病床数が二百床未満の保険医療機関にあっては、本文の規定にかかわらず、入退院支援に関する十分な経験を有する専任の看護師が配置されていること。

ロ　地域連携を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(8)　入院時支援加算に規定する厚生労働大臣が定めるもの

イ　自宅等から入院する予定入院患者（他の保険医療機関から転院する患者を除く。）であること。

ロ　入退院支援加算を算定する患者であること。

(9)　総合機能評価加算の施設基準

当該保険医療機関内に、総合的な機能評価に係る研修を受けた常勤の医師若しくは歯科医師又は総合的な機能評価の経験を有する常勤の医師若しくは歯科医師が一名以上配置されていること。